

## 白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、ドナー及び勤務事業所に対して、白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) ドナー 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されているものであって、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した者又は骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髓等の提供が中止された者をいう。

(2) 勤務事業所 ドナーが勤務している国内の事業所（個人事業主、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）をいう。

### (助成対象者)

(3) ドナー休暇 骨髓等の提供に伴う必要な通院又は入院をする場合において特に認められる休暇をいう。

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であって、他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者とする。

(1) ドナー

(2) ドナーにドナー休暇を与えた勤務事業所

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める額とする。ただし、助成金支給に係る日数は上限を7日とし、骨髓等の採取及びこれに関連する医療処置により生じた健康被害のための通院等は、含まないものとする。

(1) ドナー 骨髓バンクが骨髓等移植に必要と認める通院又は入院 1日につき2万円

(2) 勤務事業所 本要綱により助成対象となるドナーが骨髓バンクにより骨髓等移植に必要と認められた通院又は入院を行った際に取得したドナー休暇 1日につき1万円

(助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）又は白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第2号様式）により、骨髓等の提供に係る入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。

2 ドナーが白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は公簿等により確認することができる場合は、第1号に規定する書類を省略することができる。

(1) 住民票記載事項証明書等の対象者の住所を証明する書類  
(2) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を完了したこと及び通院等の日数を証明する書類  
(3) その他市長が必要と認める書類

3 勤務事業所が白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第2号様式）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に前項の規定による申請書類の提出があった場合は、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 住民票記載事項証明書等のドナーの住所を証明する書類

- (2) 登録事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類
- (3) ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (4) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を完了したこと及び通院等の日数を証明する書類
- (5) 就業規則その他のドナー休暇の制度を設けていることを証する書類及びドナーがドナー休暇を取得したことを確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 申請者が、前条の規定により交付の決定を受けたときは、白井市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行し、同日以降に行つた骨髓等の提供について適用する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。